

## 平成29年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書 (平成29年度9月補正予算等関係)

### 生活環境部

#### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成29年9月定例会議案説明資料目次

**【予算関係】**  
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 「山の日」大会推進課 砂丘事務所 住まいまちづくり課	1 2 3 4
	2 歳入歳出事項別明細書	/	6
	3 節の明細	/	11
	4 債務負担行為に関する調書	砂丘事務所	12

**【予算関係以外】**  
(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(10) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について (平成29年8月31日専決)	住まいまちづくり課	13
	(11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成29年8月31日専決)	住まいまちづくり課	16

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
「山の日」大会推進課	44,824	7,414	52,238				7,414	
住まいまちづくり課	2,729,705	3,500	2,733,205				3,500	
合計	9,025,864	10,914	9,036,778	0	0	0	10,914	
(一般会計) 「山の日」大会推進課 (新) 誰もが楽しめる「とっとりの山」発信事業に係る補正 砂丘事務所 [債務負担行為] 鳥取砂丘新発見伝事業に係る補正 住まいまちづくり課 空き家対策支援事業に係る補正 他								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費  
2項 環境衛生費  
4目 環境保全費

「山の日」大会推進課 (0859-31-9381)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) 誰もが楽しめる「と とりの山」発信事 業	0	7,414	7,414				7,414							
トータルコスト	0	8,209	8,209	(補正に係る主な業務内容)										
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	シンポジウム開催、関係機関連絡調整、委 託業務入札等										
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成30年に大山で開催する第3回「山の日」記念全国大会(同実行委員会主催)を成功に導くとともに、その後の全県的な自然保護意識の醸成と誘客促進につなげるため、本県の豊かな自然や山の魅力を内外に広く発信する。</p> <p>今年6月に本県での開催が決定したことを受け、県として、切れ目のない発信を行う必要があることから、今回新規に事業を立ち上げるものである。</p> <p>&lt;「山の日」記念全国大会&gt;</p> <p>平成28年8月11日に初めての祝日を迎えた「山の日」の制定趣旨の周知と、山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝する機会とすることを目的に、毎年全国各地で開催されている。 (第1回:長野県、第2回:栃木県)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 事業の概要</p> <p>①シンポジウム『ユニバーサル登山』のすすめ(仮称)の開催(予算額2,608千円)</p> <p>初心者でも比較的親しみやすい本県の山の長をを活かし、障がい者、外国人、高齢者、子ども等誰もが登山や山遊びを楽しむための環境づくりやPR手法等について話し合うシンポジウムを開催する。</p> <table border="1"> <tr> <td>時 期</td> <td>平成30年2月</td> </tr> <tr> <td>会 場</td> <td>鳥取県西部</td> </tr> <tr> <td>対 象</td> <td>山岳関係者、福祉関係者、自然保護関係者、行政、一般参加者等</td> </tr> </table> <p>②発信用ツールの作成(県内の山のDVD、写真パネル、冊子作成)(予算額4,806千円)</p> <p>本県の山の魅力を多くの方に感じていただくため、ドローン等で撮影した県内の山の魅力的な風景や山のアクティビティ等をDVD、写真パネルにまとめ、広く人が集まる場所で上映、展示する。</p> <p>また、県内の主要な山やその特徴、魅力等をまとめた小冊子を作成し、配布・PRする。</p> <p>&lt;上映・配布先&gt;県外:アンテナショップ、県外事務所、観光物産イベント、動画サイト等 県内:道の駅、観光施設、大型ショッピングセンター、市町村施設</p> <p>(2) スケジュール</p> <p>平成29年12月~:DVD、写真パネル等の上映・展示 平成30年 2月 :シンポジウムの開催</p> <p>※その他、実行委員会予算により、ホームページ開設、ポスター等作成、PRキャラバン等を展開することにより大会のPRや機運醸成を切れ目なく行うこととしている。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ととりの山魅力発信事業」(緑豊かな自然課)において、「山の日」の制定を契機に、「山ガール」サミットin大山、わかさ「氷ノ山」ヤマフェス、三徳山ふれあい自然体験教室など、アウトドア初心者や家族向けのイベント等を開催し、鳥取ならではの自然体験のスタイルを提案、発信している。</li> <li>・全国規模の大会の開催を契機として、「山の日」の意義の更なる浸透を図るとともに、本県の山の魅力の発掘とその発信を一層強化し、全県・全国的な自然保護意識の醸成と国内外からの誘客を進める必要がある。</li> </ul>									時 期	平成30年2月	会 場	鳥取県西部	対 象	山岳関係者、福祉関係者、自然保護関係者、行政、一般参加者等
時 期	平成30年2月													
会 場	鳥取県西部													
対 象	山岳関係者、福祉関係者、自然保護関係者、行政、一般参加者等													

平成29年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
3項 観光費  
1目 観光費

砂丘事務所 (0857-22-0582)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業	10,271	債務負担行為 10,000 0	債務負担行為 10,000 10,271				債務負担行為 10,000	
トータルコスト	22,193	0	22,193	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	イベント等の公募・審査・広報・実施支援、補助金交付等				
工程表の政策目標(指標)	砂丘における魅力的な情報発信、イベント等の実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>県民との協働により、鳥取砂丘の魅力を国内外に発信し、鳥取砂丘と触れ合う機会を創出するため、鳥取砂丘再生会議（構成：地元関係者、大学、鳥取市（事務局）、県（事務局））として、鳥取砂丘の新たな魅力や楽しみ方を国内外に発信するイベントや体験活動を公募し、支援を行う。</p> <p>イベント等の平成30年度当初からの円滑な実施に向けて、今年度から公募及び採択を進める必要があることから、鳥取市と連携して、鳥取砂丘再生会議への負担金について債務負担行為を設定する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 鳥取砂丘新発見伝事業負担金（鳥取砂丘再生会議への負担金）：10,000千円								
①事業内容：鳥取砂丘再生会議が公募し、採択したイベント等について、鳥取砂丘内での法令上の手続き、広報及び経費の支援を行う。								
募集対象		鳥取砂丘の特色を活かし、鳥取砂丘とその周辺で実施するイベント等						
実施主体		非営利の団体及び個人						
経費支援		・体験活動（上限1,000千円、10/10）*参加費及び協賛金等の収入を除く ・イベント（上限5,000千円、4/5）						
②負担割合：県1/2、鳥取市1/2（全体事業費20,000千円）								
(2) スケジュール								
平成29年11月	～	平成30年1月	イベント等の公募					
平成30年1月	～	2月	イベント等の審査及び決定					
	2月	～	4月	イベント等の準備及び広報				
	4月以降	イベント等の実施						
(参考) 平成29年度実施イベント								
砂像コンテスト&砂像シンボル作成展示in砂丘ビーチ砂もり大会、 “スナバ” BEACH SPORTS FESTA、自転車さんぽin鳥取砂丘 など								

平成29年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策支援事業	10,000	2,000	12,000				2,000	
トータルコスト	12,384	2,000	14,384	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	制度説明、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県中部地震からの復興を目指す被災市町からの要望を受けて、現行支援制度の改正を行い、老朽危険空き家の除却等を進める。

2 主な事業内容

鳥取県中部地震復興対策として、次のとおり制度改正及び増額補正を行う。

(1) 老朽危険空き家等除却支援事業の補助上限額見直し

鳥取県中部地震の被災により、当初想定の実業費を超える空き家除却の事例が発生していることから、現行の県補助上限額(30万円)を見直し、国の標準上限単価(H29 木造建物: 26,000円/m<sup>2</sup>、非木造建物: 37,000円/m<sup>2</sup>)を採用する。

(2) 空き家等実態調査支援事業の支援対象追加

既に実施した市町村における空き家実態調査について、鳥取県中部地震の影響により再調査を必要とする場合の支援を追加する。

	(1) 老朽危険空き家等除却支援事業	(2) 空き家等実態調査支援事業
事業内容	鳥取県中部地震により損壊し居住困難な建物等について、市町村と協調支援し、所有者の負担を軽減することにより、建物除却を促進する。	市町村が行う空き家の実態調査への支援について、鳥取県中部地震により再調査を行う場合も対象とすることにより、空き家実態再調査を促進する。
支援対象	民間建築物の所有者(間接補助)	市町村
負担割合(上限)	国2/5、県1/5、市町村1/5、所有者1/5 ※国標準上限単価を適用	県1/2、市町村1/2 (県補助上限額1,000千円)
補正額	1,000千円(5件分)	1,000千円(1市町分)

3 これまでの取組状況、改善点

- 市町村が取り組む空き家対策を支援するため、平成25年度から「空き家実態調査支援事業」、また平成27年度からは「老朽危険空き家等除却支援事業」を実施している。
- 鳥取県中部地震の被災により、これまでの事業費を大きく上回る空き家除却の事例が複数発生していることから、被災市町から、現行支援制度の見直しの要望が出されている。
- 鳥取県中部地震の影響により、既に実施した空き家実態調査について再調査の必要が生じていることから、被災市町から、再調査への支援に係る要望が出されている。

<老朽危険空き家等の除却支援状況(鳥取県中部地震関連分)>

平成28年度: 4件(北栄町、湯梨浜町)、平成29年度(8月末時点): 5件(北栄町、湯梨浜町)

<空き家実態調査の実施状況(中部地区)>

平成25年度: 北栄町、平成27年度: 倉吉市、平成28年度: 湯梨浜町

平成29年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費  
6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 住宅修繕促進支援事業	0	1,500	1,500				1,500	
トータルコスト	0	2,295	2,295	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関連絡調整、補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県中部地震により被害を受けた住宅の早期修繕を図るため、県外から職人を招致する職人組合等の取組を支援する。

いまだに県内職人が慢性的に不足していることから、平成29年内の住宅修繕の概成に向けて、組合等への支援を継続する。

2 主な事業内容

県外から職人の招致を行う職人組合等の団体に対して、「鳥取県中部地震住宅修繕支援センター」を通じて補助金を交付する。

対象となる職人組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県瓦工事業組合 (瓦葺き職人の組合)</li> <li>・鳥取県左官業協同組合 (左官職人の組合)</li> <li>・鳥取県建築連合会 (大工の組合)</li> <li>・鳥取県木造住宅推進協議会 (工務店等の団体)</li> <li>・鳥取県中部建設業協会 (建設事業者の団体)</li> </ul>
支援対象経費	交通費、宿泊費、休業補償
支援額	県外から招致する職人1人あたり3千円/日を上限とする。 (ただし、近隣で宿泊を伴わない招致については5百円/日を上限とする)

<補正予算額>

A: 前年度からの繰越予算額	6,000千円 (梅雨期までの招致分	: 2,000名)
B: 執行済額	4,000千円 (6月末までの招致実績	: 2,052名)
C: 今後所要見込額	3,500千円 (7~11月末までの招致見込	: 2,000名)
D: 今回補正額	1,500千円	D=B+C-A

3 これまでの取組状況、改善点

- ・鳥取県中部地震による被害住宅の修繕については、県内の建設・建築関係団体が連携して、平成28年12月9日に開設した「鳥取県中部地震住宅修繕支援センター」において、一元的に相談受付、修繕業者紹介を行うことで、被災世帯の不安解消と修繕の迅速化を図っている。
- ・平成29年7月末までに県被災者住宅再建支援金を申請しているのは約62%であり、年内の修繕概成に向けて、引き続き、官民連携による取組を進める必要がある。

(参考)

被災者住宅再建支援金の対象世帯数 (見込): 3,944世帯  
うち支援金申請済世帯数 7月末時点: 2,458世帯 (進捗率: 約62%)

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	172,167		172,167	78,914		78,914	55,785		55,785
2 給料	1,549,584		1,549,584	759,600		759,600	334,224		334,224
3 職員手当等	891,097		891,097	389,725		389,725	173,800		173,800
4 共済費	584,697		584,697	286,388		286,388	129,022		129,022
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	15,940		15,940						
8 報償費	48,447	93	48,540	15,630	93	15,723	15,143	93	15,236
9 旅費	71,324	10	71,334	32,296	10	32,306	27,477	10	27,487
費用弁償	9,184		9,184	4,140		4,140	3,789		3,789
普通旅費	33,269		33,269	18,487		18,487	14,763		14,763
特別旅費	28,871	10	28,881	9,669	10	9,679	8,925	10	8,935
10 交際費									
11 需用費	173,953		173,953	107,853		107,853	64,260		64,260
12 役務費	67,780		67,780	33,081		33,081	25,753		25,753
13 委託料	1,080,165	7,463	1,087,628	628,728	7,311	636,039	522,964	7,311	530,275
14 使用料及び賃借料	79,397		79,397	48,903		48,903	44,249		44,249
15 工事請負費	1,226,348		1,226,348	813,184		813,184	793,967		793,967
16 原材料費									
17 公有財産購入費	4,273		4,273						
18 備品購入費	41,871		41,871	15,764		15,764	13,781		13,781
19 負担金、補助及び交付金	5,479,134	1,287,285	6,766,419	752,948		752,948	712,339		712,339
20 扶助費	1,400,160		1,400,160						
21 貸付金	1,062,773		1,062,773	3,000		3,000	3,000		3,000
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料		76,060	76,060						
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,794,620	38,114	1,832,734	13,115		13,115	13,115		13,115
26 寄附金	58,645		58,645	24,445		24,445	24,445		24,445
27 公課費	57		57	7		7	7		7
28 繰出金									
予備費									
計	15,802,432	1,409,025	17,211,457	4,003,581	7,414	4,010,995	2,953,331	7,414	2,960,745
財源									
内 国庫支出金	3,813,976	300	3,814,276	865,280		865,280	847,734		847,734
内 地方債	408,000		408,000	343,000		343,000	340,000		340,000
内 その他	1,170,520	1,392,286	2,562,806	155,417		155,417	153,035		153,035
内 一般財源	10,409,936	16,439	10,426,375	2,639,884	7,414	2,647,298	1,612,562	7,414	1,619,976



平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	52,883		52,883
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	7,931		7,931
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	8,007	93	8,100
9	旅費	22,453	10	22,463
	費用弁償	3,615		3,615
	普通旅費	11,878		11,878
	特別旅費	6,960	10	6,970
10	交際費			
11	需用費	41,817		41,817
12	役務費	22,641		22,641
13	委託料	506,069	7,311	513,380
14	使用料及び賃借料	40,871		40,871
15	工事請負費	793,967		793,967
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	9,278		9,278
19	負担金、補助及び交付金	666,587		666,587
20	扶助費			
21	貸付金	3,000		3,000
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	13,115		13,115
26	寄附金	24,445		24,445
27	公課費	7		7
28	繰出金			
	予備費			
	計	2,213,071	7,414	2,220,485
財	国庫支出金	818,809		818,809
源	地方債	340,000		340,000
内	その他	34,696		34,696
訳	一般財源	1,019,566	7,414	1,026,980

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
	うち生活環境部								
	1項 土木管理費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	330,140		330,140	42,318		42,318	310		310
2 給料	2,009,142		2,009,142	239,274		239,274	18,990		18,990
3 職員手当等	1,012,286		1,012,286	120,272		120,272	9,545		9,545
4 共済費	776,759		776,759	91,172		91,172	6,860		6,860
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	493		493	493		493			
8 報償費	8,666		8,666	940		940	36		36
9 旅費	44,828		44,828	5,571		5,571	479		479
費用弁償	3,219		3,219	812		812	379		379
普通旅費	39,992		39,992	4,506		4,506	64		64
特別旅費	1,617		1,617	253		253	36		36
10 交際費									
11 需用費	713,715	130	713,845	59,806		59,806	1,717		1,717
12 役務費	165,388	80	165,468	12,300		12,300	75		75
13 委託料	7,712,058	74,852	7,786,910	923,359		923,359	59,227		59,227
14 使用料及び賃借料	212,210	40	212,250	15,747		15,747	1,497		1,497
15 工事請負費	21,969,944	100,065	22,070,009	1,411,375		1,411,375			
16 原材料費	9,651		9,651						
17 公有財産購入費	736,068		736,068						
18 備品購入費	330,665		330,665	38,082		38,082	32		32
19 負担金、補助及び交付金	10,156,906	10,500	10,167,406	921,636	3,500	925,136	181,194	2,000	183,194
20 扶助費									
21 貸付金	80,683		80,683	5,683		5,683			
22 補償、補填及び賠償金	2,039,346		2,039,346	12,968		12,968			
23 償還金、利子及び割引料	21,552		21,552						
24 投資及び出資金									
25 積立金	12,062		12,062	12,062		12,062			
26 寄附金									
27 公課費	7,180		7,180						
28 繰出金	6,380		6,380	6,380		6,380			
予備費									
計	48,356,122	185,667	48,541,789	3,919,438	3,500	3,922,938	279,962	2,000	281,962
財 国庫支出金	13,918,598		13,918,598	770,054		770,054	61,012		61,012
源 地方債	18,157,000	125,000	18,282,000	686,000		686,000			
内 そ の 他	1,545,705	40,000	1,585,705	750,996		750,996	3,245		3,245
職 一般財源	14,734,819	20,667	14,755,486	1,712,388	3,500	1,715,888	215,705	2,000	217,705

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節 款項目	8款 土木費								
	うち生活環境部								
	1項 土木管理費			6項 住宅費					
	4目 建築指導費						2目 住宅建設費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	310		310	41,244		41,244	10,970		10,970
2 給料				208,890		208,890			
3 職員手当等				105,000		105,000			
4 共済費				80,196		80,196	1,775		1,775
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金				493		493			
8 報償費	36		36	30		30	30		30
9 旅費	479		479	4,203		4,203	51		51
費用弁償	379		379	321		321			
普通旅費	64		64	3,881		3,881	50		50
特別旅費	36		36	1		1	1		1
10 交際費									
11 需用費	1,717		1,717	57,389		57,389	50		50
12 役務費	75		75	11,065		11,065	30		30
13 委託料	59,227		59,227	365,756		365,756	58,571		58,571
14 使用料及び賃借料	1,497		1,497	13,777		13,777	20		20
15 工事請負費				1,240,116		1,240,116	1,109,772		1,109,772
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	32		32	100		100	100		100
19 負担金、補助及び交付金	181,194	2,000	183,194	712,162	1,500	713,662	614,135	1,500	615,635
20 扶助費									
21 貸付金				5,683		5,683	5,683		5,683
22 補償、補填及び賠償金				12,968		12,968	12,968		12,968
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				12,062		12,062	12,062		12,062
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	244,567	2,000	246,567	2,871,134	1,500	2,872,634	1,826,217	1,500	1,827,717
財源									
内									
訳									
財 国庫支出金	61,012		61,012	658,025		658,025	649,576		649,576
地方債				656,000		656,000	656,000		656,000
その他	3,245		3,245	718,370		718,370	20,496		20,496
一般財源	180,310	2,000	182,310	838,739	1,500	840,239	500,145	1,500	501,645

平成29年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	165,709		165,709
2	給料	1,048,248		1,048,248
3	職員手当等	534,814		534,814
4	共済費	402,037		402,037
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	493		493
8	報償費	23,170	93	23,263
9	旅費	50,117	10	50,127
	費用弁償	8,129		8,129
	普通旅費	29,489		29,489
	特別旅費	12,499	10	12,509
10	交際費			
11	需用費	193,029		193,029
12	役務費	54,714		54,714
13	委託料	1,758,253	7,311	1,765,564
14	使用料及び賃借料	75,275		75,275
15	工事請負費	2,640,158		2,640,158
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	93,504		93,504
19	負担金、補助及び交付金	1,908,479	3,500	1,911,979
20	扶助費			
21	貸付金	8,883		8,883
22	補償、補填及び賠償金	12,968		12,968
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	25,181		25,181
26	寄附金	24,445		24,445
27	公課費	7		7
28	繰出金	6,380		6,380
	予備費			
	計	9,025,864	10,914	9,036,778
財 源 内 訳	国庫支出金	2,242,936		2,242,936
	地方債	1,067,000		1,067,000
	その他	915,649		915,649
	一般財源	4,800,279	10,914	4,811,193

# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
負担金、補助 及び交付金	・空き家対策支援事業補助金	1,000
	・鳥取県老朽危険空き家等除却支援事業補助金	1,000
6項 住宅費		
2目 住宅建設費		
負担金、補助 及び交付金	・住宅修繕促進支援事業補助金	1,500

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一般財源			
						国庫支出金	地方債	その他	千円	
平成29年度 鳥取砂丘新発見伝事業負担金	10,000			平成30年度	10,000				10,000	

件名	議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について (平成29年8月31日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 公営住宅法施行令の一部改正等に伴い、条例中引用している同令等の条項が改められたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成29年8月31日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 条例の規定中引用する公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の条項を改める。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 34 年鳥取県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）<u>第2条第1項第5号</u>に規定する帰国被害者等</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）<u>第 11 条第 1 項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則<u>第 12 条第 1 項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 同居者（公営住宅法施行規則<u>第 12 条第 1 項各号</u>のいずれかに該当する者を除く。）は、第1項の規定にかかわらず、同項の承認を得られない場合においても、当該入居者が死亡し、又は退去した日から6月を超えない期間内に限り、引き続き当該県営住宅に居住することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）<u>第3条第2項</u>に規定する帰国被害者等</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）<u>第 10 条第 1 項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。</p> <p>(1) 公営住宅法施行規則<u>第 11 条第 1 項各号</u>のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 同居者（公営住宅法施行規則<u>第 11 条第 1 項各号</u>のいずれかに該当する者を除く。）は、第1項の規定にかかわらず、同項の承認を得られない場合においても、当該入居者が死亡し、又は退去した日から6月を超えない期間内に限り、引き続き当該県営住宅に居住することができる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>



第 22 条の 4 知事は、前条の申込みにより県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 9 条の 4 第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 21 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 22 条の 5 知事は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 9 条の 4 第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 21 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第 22 条の 4 知事は、前条の申込みにより県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 9 条の 4 第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 21 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 22 条の 5 知事は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 9 条の 4 第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 21 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (11) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について                  (平成29年8月31日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  県営住宅の入居者及びその連帯保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成29年8月31日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 相手方                  県営住宅入居者 1名                  連帯保証人 1名</p> <p>(2) 請求の趣旨                  県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその連帯保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針                  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>